



国宝・重要文化財⑤

秀吉が破った書状

豊臣秀吉による朝鮮侵略(文禄の役)は、明(中国)の朝鮮への加勢により膠着状態となり、やがて講和の気運が高まった。文禄4年(1595)、来日した明の使者が携えた皇帝の書状と贈物が秀吉は気を良くしたが、書状が読み上げられるとそれが「爾を日本国王に封ず」、つまり秀吉を明の臣下として扱うものであったことに彼は激怒し、書状を破り捨てた。

綾本墨書明王贈豊太閣冊封文 (重要文化財)



縦31.3cm、横501.2cm 大阪歴史博物館所蔵

講和望んだ人々の悲哀

の美物が現存している。伝承によれば、書状の内容に怒った秀吉によって投げ捨てられたが、彼に仕えていた武将堀尾吉晴が譲り受けたという。堀尾家断絶後は親戚の石川家に伝わり、現在は大阪歴史博物館の所蔵である。 五行思想の色合い 本資料は巻子(巻物)仕立てで、青・赤・黄・白・黒の五行思想に基づく色に織り分けられ、雲と鶴の模様をあしらった綾織物「綾本」で、そこに整った文字で「豊臣平秀吉を「日本国王」に任命」「冊封」する旨が書かれている。文末には「万曆二十三年」と明の年号が記され、裏面には巻子を織り上げた職人物館) の名がある。明の規定に則って作られた優美な品であり、人が破った痕跡はみえない。 なぜ講和は決裂したのか。実際は朝鮮半島からの日本軍撤兵など、明・朝鮮側が要求する条件を日本側が呑まなかったためとされるが、この冊封文自体、日明間の交渉担当が「秀吉は冊封を望んでいる」と明側に偽りの報告をしたため作成されたものであった。講和成立を急ぐあまりの、苦心の策であった。 歴史資料としてのみならず、美術工芸としても価値が高い本資料を見るべき、16世紀の東アジアを襲った国際的危機と、戦争終結を目指し奔走した人々の悲哀を思わずにはいられない。(谷口正樹・大阪歴史博物館)

春夏秋冬

夢洲整備への税金投入

カジノ誘致は撤回しかない

カジノを核とする統合型リゾート(IR)を巡り、大阪府は昨年12月、夢洲(ゆめしま)の土壌汚染対策などの土地改良費790億円の負担を決めた。コロナ禍で苦しむ府民・市民を後回しにし、巨額の税金を投入してカジノ誘致に突き進むことは許されない。 土地改良費など夢洲整備に関する経費の増加分は、この1年前の想定から倍増の1929億円となり、公金負担は増大の一途である。IRは当初「税金が1円もかからない観光

21・22年度 第11回 理事会報告 2022年2月12日

- 【報告事項】 ・新型コロナウイルスの対応では、締め切り(1月31日)を間近に厚労省の新型コロナ感染拡大防止支援金(8万円)の相談が相次いでいる。申請書の送付依頼や対象項目の問い合わせ、申請補助まで経税局、各地区担当事務局で数百件の個別相談に応じた。 ・組織部から「医療従事者が濃厚接触者となった場合の対応」について、2月4日付でファクスニュースを送付した。 ・2月9日に大阪府歯科技工士会と懇談した。コロナ禍の歯科技工と歯科医療をめぐる現状と課題について、意見交流した。 【検討事項】 ・新型コロナ対策や口腔保健事業の拡充などで2月18日に大阪市と交渉する。 ・歯科医療機関の従事者や患者に陽性者が発生し、日常診療に影響が出始めているため、アンケートの実施を検討する。

物件案内 歯科医院貸与 【住所】奈良県生駒郡三郷町三室1-14-8【最寄駅】JR王寺駅徒歩15分、または王寺駅からバス笠町下車すぐ【設備】チェア4台、デジタルデンタル・パノラマ、口腔外パキューム2台【面積】43坪【金額】応相談【その他】院長体調不良のため休院。閉院予定。 【連絡先】0748000 yahoo.co.jp

行事案内 大阪市西部・南部地区講習会「CT時代の臨床根管解剖―三次元で捉える解剖学的情報と病態」 【日時】3月13日(日) 午前10時30分〜午後1時 【会場】M&Dホール 【講師】木ノ本喜史氏(吹田市開業・大阪大学歯学部臨床教授) 【会費】会員・スタッフ無料、会員院所未入会勤務医1万円【定員】60人

医院経営 転ばぬ先の法律相談

利益があったことはありませんが先生方の代理人として返答・対応することはありません。 弁護士帯同とは、指導にあたって弁護士が先生は質問の方法や質疑応答の方に同行し、指導の間の誘導的な形になっていないかどうか、指導する側がきちんと先生の言い分を常にチェックしています。 弁護士として問題だと思ふ点があれば指導中積極的に指摘することも厭いません。

第24回 個別指導の弁護士帯同の意義は?

説明の場となるようチェック

Q:近畿厚生局から個別指導通知が来ました。弁護士帯同をお願いしたいのですが不利益となることはありますか。弁護士帯同の意義はどこにあるのでしょうか。 A:ご安心ください。不利益はあってはなりません、実際にあります。私は歯科、そして医科の保険医協会と協同して2003年から弁護士帯同業務を担当してきました。コロナ禍前の19年末までの16年間に延べ回数で150件を超える個別指導の弁護士帯同を経験しました。 その間一回も、私が帯同したことにならないので、弁護士(弁護士・西晃)が先生方の代理人として返答・対応することはありません。 弁護士として質問の方法や質疑応答の方に同行し、指導の間の誘導的な形になっていないかどうか、指導する側がきちんと先生の言い分を常にチェックしています。 弁護士として問題だと思ふ点があれば指導中積極的に指摘することも厭いません。



イラスト・辻井タカヒロ